

美浦村スクールバス利用マニュアル（案）（R6.11.8 時点）

このマニュアルは、スクールバスを利用する児童とその保護者の方に向けて、登下校時のマナーやバス停での待ち方など、安全で快適なバス利用のために知っておきたいことをまとめたものです。皆さんでルールを守り、安全に登下校しましょう！

1. 運行の目的

スクールバスは、学校統合により遠距離通学となった児童の負担軽減や安全な通学のために運行するものです。利用対象地区の児童は、スクールバスの利用をお願いします。

2. スクールバス利用対象者

- （１）美浦小学校に在籍し、当該学校を中心に半径１．５キロメートル以上の距離の区域に居住する児童
- （２）前号に掲げる者のほか、美浦小学校に在籍し、下校時に大谷児童クラブ及び木原児童クラブに通所する児童
- （３）前２号に掲げる者のほか、教育長が特に認めた児童

3. スクールバスの運行経路、停留所等

運行経路、停留所及び時刻表は別紙のとおりです。

※運行経路、停留所及び時刻表については、別紙を基本とし、毎年度利用児童の状況で調整を行います。年度途中のルート変更や停留所の変更は原則行いません。

4. 使用車両（修理や、点検等で車両が異なる場合があります。）

号車	登下校	ルート名	号車	登下校	ルート名
1号車 (大型バス)	登校 下校	美駒ルート	8号車 (中型バス)	登校 下校	舟子～木原ルート
2号車 (中型バス)	登校 下校	大須賀津～木原ルート	10号車 (中型バス)	登校 下校	信太原～大谷ルート
3号車 (中型バス)	登校 下校	土屋～布佐ルート	11号車 (中型バス)	登校 下校	大谷ルート
5号車 (中型バス)	登校 下校	土屋～興津ルート	12号車 (中型バス)	登校 下校	余郷～土浦～宮地ルート
6号車 (中型バス)	登校 下校	土屋ルート	13号車 (中型バス)	登校 下校	大山～見晴ルート
7号車 (中型バス)	登校 下校	舟子ルート			

5. スクールバス利用に関する保護者へのお願い

スクールバスの運行には、保護者の皆さまのご協力が必要不可欠です。決まりごとを守り、利用する児童が安全で気持ちよく、毎日の学校生活を送れるようにご協力ください。

(1) スクールバス利用申し込みについて <提出物>

- ① 「美浦村スクールバス利用許可申請書」(様式第1号)は、利用する年度の前年度に毎年学校を通して教育委員会まで提出してください(提出時期は学校から連絡があります。)。年度途中からの利用や一時的な利用は原則できません。
- ② 利用申込書の利用区分を「登下校時」とした児童で、都合等により下校時にスクールバスを利用しない日は、事前に学校へお知らせください。(定期的なものは利用申込書の備考欄に記載してください。)
- ③ 放課後児童クラブを利用する場合は、利用許可申請書の利用区分を、「登下校」または「下校のみ」としていただき、入会を希望する児童クラブ名にチェックを入れてください。児童クラブを利用しない日は、原則利用するバス停までスクールバスを利用してください。
- ④ スクールバスの利用について、転居等による利用内容を変更、中止する場合は、30日前までに、利用カードの損傷・紛失等による再交付をする場合は、速やかに「美浦村スクールバス利用変更等届」(様式第5号)を学校に提出してください。

(2) スクールバス利用についての注意事項

- ① スクールバスは、利用許可申請書等に記載した利用区分に従い、決められた停留所以外は利用できません。
- ② スクールバスは、時刻表に記載された時刻に到着できるように運行します。登校時は、各停留所に、バス出発予定時刻までに余裕をもって集合してください。
下校時は、出発時刻になったら発車します。乗り遅れないように5分前にはスクールバスに乗車するようにしてください。
- ③ スクールバスは定時運行を基本とし、児童の乗車管理は発車時の在・不在で管理します。児童が発車時刻に遅れても待つことはできません。その場合は、登下校時とも保護者の責任で送迎の対応をお願いします。登校時の場合は、保護者から学校に「乗り遅れた旨」をご連絡ください。下校時の場合は、児童が「乗り遅れた旨」を学校に伝え、学校から保護者へ連絡を行います。
- ④ 同じ停留所を利用する児童の名簿を配布いたします。名簿を活用して情報共有を図っていただき、児童の安全な登下校を協力して見守っていただきますようお願いいたします。
- ⑤ 各停留所から代表者を選出いただき、調整委員として活動していただきます。調整委員の方々には、停留所に関するご意見やご要望を、教育委員会に伝えていただくなど、より良いスクールバス運行のためにご協力をお願いいたします。また、年度末には調整会議を開催します。皆さまのご意見を参考に、次年度以降のスクールバス運行に活かしたいと思います。

- ⑥ 雨や雪の日だけ利用するような、一時的利用はできません。
- ⑦ スクールバスは運行事業者の運転手1人で運行し、添乗員等は乗車しません。
- ⑧ 児童が故意にスクールバス車両を傷つけた場合は、保護者の実費弁償となります。
- ⑨ 運行事業者、学校及び教育委員会の再三の指導にもかかわらず、マナーが守られないような場合は、安全管理上、やむを得ずスクールバスに乗車させず、保護者の責任において登下校をお願いする場合があります。
- ⑩ 安全管理のため、ドライブレコーダーで車内外を常時録画しています。必要に応じ、情報提供する場合がございますので、ご了承ください。
- ⑪ 自宅と停留所までの間や、停留所での乗降の際は、保護者が安全確保に努めることを基本とします。
- ⑫ 運行計画書は毎月学校から配布します。
- ⑬ 天候等により登校時刻や下校時刻が変更になり、スクールバスの運行時刻が変更になる場合は、各学校からスクリレ及び防災メール等にて、学校到着時刻又は学校出発時刻を保護者に連絡します。
- ⑭ スクールバスは、予定時刻よりも前に出発することはありませんが、豪雨や暴風雪などの悪天候、また、その日の道路状況及び交通事情により、予定どおりの運行とならない場合がありますので、予めご了承ください。
- ⑮ 車内の温度調節には注意を払っていますが、乗車時間の長短や、その日の体調などにより、車内の冷暖房調整だけでは対応しきれない場合もあることをご理解ください。
- ⑯ 車内での飲食物（朝食、お菓子など）の持ち込み及び飲食はできません。ただし、学校で許可されている水筒などの持込みや水分補給は可とします。
- ⑰ 安全対策上、必ずシートベルトを着用してください。
- ⑱ 登校時は、原則乗車した順で後ろの座席から座ってください。下校時は、原則降車する順で前の座席から座ってください。
- ⑲ 運行経路や停留所は、児童の居住状況等で毎年調整します。
- ⑳ 「スクールバス利用にかかる注意事項（児童向け）バス通学の約束（ルール）」を、保護者からも児童に対して必ず守るようにご指導ください。
- ㉑ 下校時に、停留所を乗り過ごした場合は、原則児童を学校に送ります。保護者に「乗り過ごした旨」を連絡しますので、学校までお迎え等のご対応をお願いします。
- ㉒ 車内に忘れ物があった時は、運転手からバス会社を通じて教育委員会に報告されます。記名があれば教育委員会より保護者へ連絡いたします。記名が無く個人を特定できない場合は、教育委員会から学校へ連絡し、特定できれば保護者へ連絡いたします。なお、保護者から忘れ物に関して連絡する場合は、教育委員会へご連絡ください。

＜スクールバスに関する問い合わせ先＞ 美浦村教育委員会 学校教育課 電話番号：029-885-0340（代表） 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）
--

6. スクールバス利用に係る児童の注意事項について

バス通学のルール（児童向け）

- ① 約束が守れない場合は、スクールバスを利用できないことがあります。
- ② 運転手さんの言うことを聞いて、静かに過ごしましょう。座席では荷物を整頓して、ひざの上か足元に置き、マナーを守って過ごしましょう。（騒がない。落書きをしない。窓から顔や手を出さない。物を投げない。学校で許可されている水分補給以外に飲食はしない。など）
- ③ バスに乗る前には、必ずトイレをすませましょう。バスの出発予定時刻までに余裕をもって集合しましょう。バスは時間になったら出発します。遅れないようにしましょう。
- ④ 道路を横断しなければならないときは、左右をよく確認しましょう。
- ⑤ バスに間に合わないかもしれないと慌てて走ったり、急に横断したりなど絶対にしないようにしましょう。
- ⑥ バスに乗り降りするときには、運転手さんにきちんとあいさつをしましょう。
- ⑦ 決められたバス停以外で乗り降りしてはいけません。
- ⑧ 座席に座ったら、勝手に移動しないようにしましょう。
- ⑨ バスの運転器具に、手を触れないようにしましょう。
- ⑩ バスに乗ったら必ずシートベルトをしめましょう。バスから降りるときは、バスが完全に止まってからシートベルトを外し、ゆっくり降りるようにしましょう。バスを降りた後は、バスの前や後ろを通らず、バスがいなくなってから移動しましょう。
- ⑪ 気持ちが悪くなったり、具合が悪くなったりしたときは、早めに近くの人や運転手さん

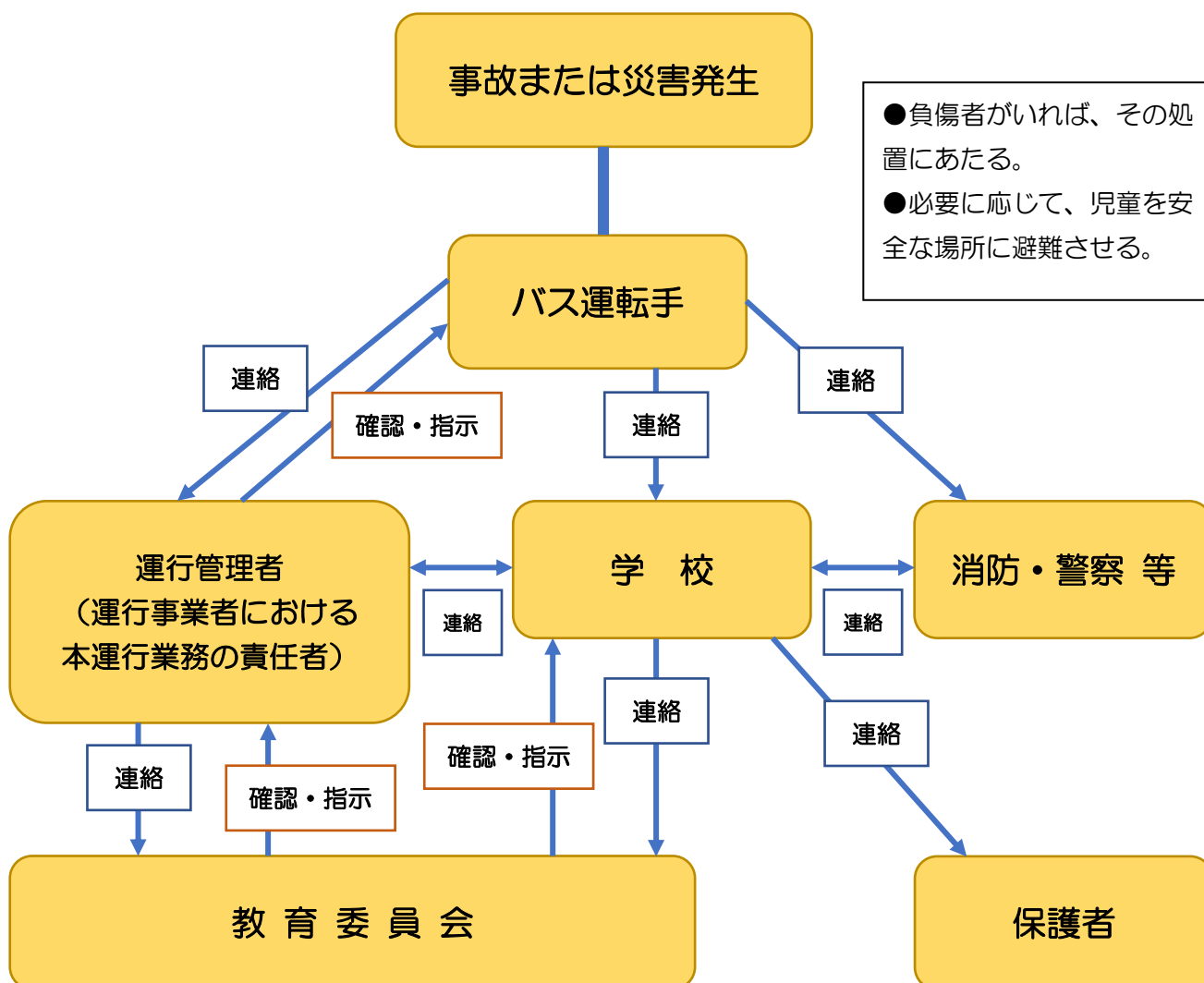
に言^いいましょう。

⑫ 乗^のり物酔^{ものよ}いをしやすい人^{ひと}は、酔^よい止^どめ薬^{ぐすり}を飲^のんだり、エチケット袋^{ぶくろ}を持^もってきたりし
ましよう。

⑬ バスの中^{なか}に持^もち物^{もの}を忘^{わす}れないようにしましよう。(持^もち物^{もの}には名^な前^{まえ}を書^かいておきましょ
う。)

⑭ 朝^{あさ}、バスに乘^のり遅^{おく}れた場^{ばあい}合^あいは、お家^{うち}の方^{かた}に学^{がっこう}校^おまで送^{おく}ってもらいましよう。下校^{げこう}時^じに乗^の
り遅^{おく}れた場^{ばあい}合^あいは、学^{がっこう}校^{つた}に伝^うえ、お家^{うち}の方^{かた}に迎^{むか}えに來^きてもらいましよう。下校^{げこう}時^じに、バス停^{てい}
を乗^のり過^すごした場^{ばあい}合^あいは、学^{がっこう}校^おに送^{おく}ります。学^{がっこう}校^ほから保^ほ護^ご者^{しゃ}に對^{たい}し、「乗^のり過^すごした」旨^{むね}を
連^{れんらく}絡^{らく}しますので、お家^{うち}の方^{かた}に迎^{むか}えに來^きてもらいましよう。

緊急事態発生時連絡フロー図



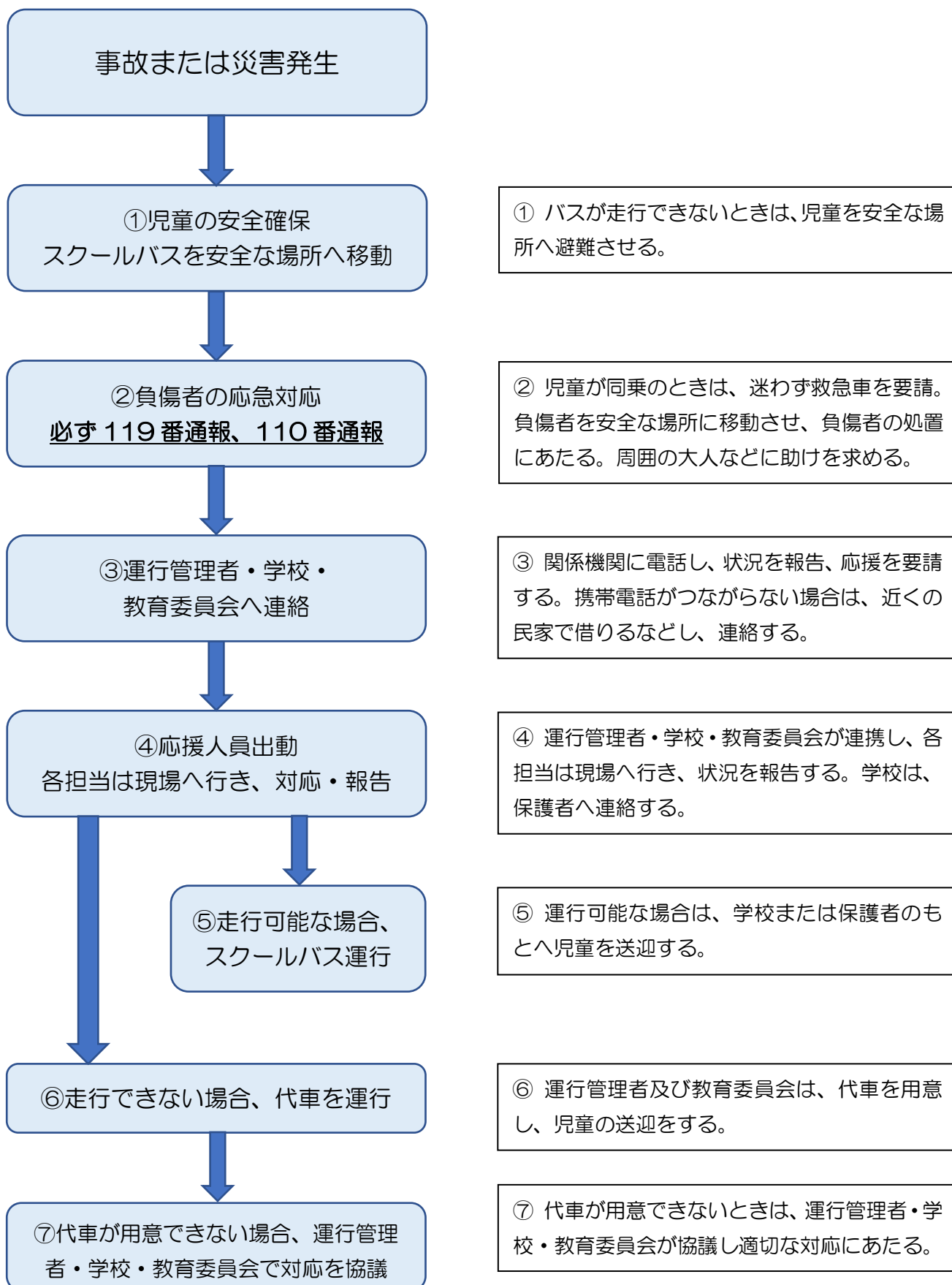
【運転手の第一連絡先】

- ① 児童の生命・身体の安全に関わる場合などの緊急時 ⇒ 消防・警察
- ② それ以外の緊急時 ⇒ 運行管理者等（運行事業者）

【運行管理者等】

- ① 連絡を受けた内容を速やかに学校及び教育委員会へ連絡
- ② 対応を実施

事故・災害が発生した場合のフロー図



様式第1号（第3条関係）

美浦村スクールバス利用許可申請書（記載例）

令和6年11月22日

美浦村教育委員会教育長 様

〔申請者〕 住所.....美浦村受領1433-3

氏名.....山百合 みほ

電話番号.....029-880-3140

美浦村スクールバス利用マニュアルを順守し、スクールバスを利用したいので、美浦村スクールバス運行に関する要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請をします。

なお、この申請書に記載した情報をスクールバスの運行・管理に係る関係者に提供することを承諾いたします。

記

児 童 の 氏 名	山百合 翔	
児 童 の 生 年 月 日	平成25（2013年）年11月11日	
児 童 の 学 年	第 6 学年（←来年度の学年を記入してください）	
児 童 の 居 所	☒ 申請者住所と同じ ☐ （美浦村）	
利 用 区 分	☒ 登下校時 ☐ 登校時のみ ☐ 下校時のみ （→登下校時又は下校時のみ利用する児童について、放課後児童クラブの利用を希望する場合） ☒ 大谷児童クラブ ☐ 木原児童クラブ クラブ利用曜日（ ☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☐ 木 ☐ 金）	
利 用 開 始 年 度	令和7年度（令和7年 4月 1日）	
利 用 す る 停 留 所	旧木原小学校	
緊 急 連 絡 先	第1優先	氏名（山百合 みほ） 続柄（母） TEL（080-****-****）
	第2優先	氏名（山百合 学） 続柄（父） TEL（090-****-****）
	第3優先	氏名（山百合 校蔵） 続柄（祖父） TEL（029-885-****）
備 考	毎週木曜日と金曜日は習い事があるため、下校時バスを利用しません。 など	

※利用する児童が複数名いる場合は、利用者ごとに申請書を作成し、提出してください。

※本申請書に記載された個人情報は、本事業以外の目的に使用しません。

様式第5号 (第6条関係)

美浦村スクールバス利用変更等届（記載例）

令和7年11月16日

美浦村教育委員会教育長 様

[保護者] 住所 **美浦村受領1433-3**

氏名 山百合 みほ

電話番号 029-880-3140

美浦村スクールバス運行に関する要綱第6条の規定により、スクールバスの利用に係る変更等について、下記のとおり届出ます。

記

届出事項	☐ 変更 ☐ 中止 ☒ 再交付 ☐ その他					
児童の氏名	山百合 翔					
児童の生年月日	平成25年11月22日					
児童の学年	第 6 学年					
児童の居所	☒ 申請者住所と同じ ☐ （美浦村 ）					
変 更	利用区分			乗降場所		
	変更前		変更前			
	変更後		変更後			
	理 由					
中 止	中止日	年 月 日				
	理 由					
再 交 付	理 由	利用カードを紛失したため				
そ の 他						
備 考						